⑸　施工計画書の技術的所見が適正であること。
⑹　共同企業体の構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。
⑺　共同企業体の構成員は、２又は３社とする。
⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑼　共同企業体の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とする。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
②　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の施工の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑾　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、千葉大学から「国立大学法人千葉大学発注工事契約に係る取引停止等の取扱要領」及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒀　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当するもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第２項の規定に抵触するものでないことに留意すること。
①　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　親会社と子会社の関係にある場合
㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㈡　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⒁　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。
⒂　警察当局から、暴力団が実質的に経営的支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書等」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、最高41点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。「施工体制評価点」は最高30点とし、企業の施工体制に応じ与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。詳細は入札説明書によるものとする。
②　「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①、②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を「加算点」として付与するものとする。なお、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目
本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。
①　ワーク・ライフ・バランス等の推進
㈠　ワーク・ライフ・バランス等の取組みに関する認定状況
②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
㈠　総合的なコスト
㈡　性能等
㈢　社会的要請
③　工事全般の施工計画
㈠　施工上考慮すべき事項等の技術的所見
④　企業の施工体制
㈠　品質確保の実効性
㈡　施工体制確保の確実性
⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止等の取扱要領に基づく取引停止を行うものとする。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒263―8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号　国立大学法人千葉大学施設環境部施設企画課　電話043―290―2120　電子メールeai2121@chiba-u.jp
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成29年９月20日（水）から平成29年10月10日（火）午後３時00分まで　上記４⑴に同じ　入札説明書及び数量書の交付に当たっては無料とする。交付は原則として電子入札システムの本件調達案件概要の添付資料によることとする。なお添付資料開封にはＰＷが必要なため入札説明書等希望者は以下の要領によること。
ａ）　上記４⑴記載のアドレスにメール送信すること。
ｂ）　電子メールの件名は「【入札説明書等申込】千葉大学（医病）中央診療棟新営その他工事」とすること。
ｃ）　メール本文に「会社名称、連絡先電話番号、貴社の本件担当者氏名」を明記すること。電子メールによる申込受信確認後、申込者にデータ開封のためのＰＷを記したメールを返信する。図面等の交付については入札説明書添付の「配布資料一覧」によることとする。
⑶　申請書及び技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法　平成29年９月20日（水）から平成29年10月10日（火）午後３時00分まで　上記４⑴に同じ　申請書は電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参すること（郵送による提出は認めない。）。技術提案書は、電子入札、紙入札を問わず上記４⑴に持参すること。（郵送による提出は認めない。）
⑷　入札及び開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、平成29年11月28日（火）午後３時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参すること（郵送による提出は認めない。）。開札は、平成29年11月29日（水）午前９時00分。国立大学法人千葉大学施設環境部施設企画課で行う。